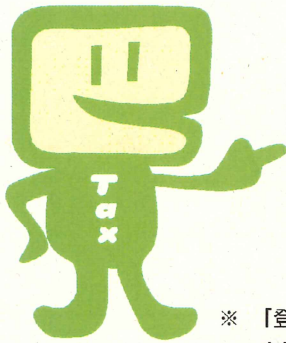


# 事業者の方へ 消費税のインボイス制度 令和3年10月1日から登録申請の受付開始！

令和5年10月1日から「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が導入されます。  
適格請求書発行事業者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

## 登録申請手続は、**e-Tax** をご利用ください！！



- [e-Taxソフト(WEB版)],[e-Taxソフト(SP版)]をご利用  
いただくと質問に回答していくことで申請が可能
- e-Tax で申請した場合、電子データで登録通知の受領が  
可能

※ 「登録通知」には、令和5年10月以降インボイスに記載が必要な「登録番号」  
を記載しており、紛失防止等の観点から電子データでの受領をお勧めしています。



個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。  
スマートフォンからの申請には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

### 登録申請書の 郵送による 提出先

以下のインボイス制度に関する書類を郵送により提出される方は、次の宛先に送付してください。

- ・ 適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用・国外事業者用）
- ・ 適格請求書発行事業者登録簿の登載事項変更届出書
- ・ 適格請求書発行事業者の公表事項の公表（変更）申出書

名称	所在地	管轄地域
大阪国税局 インボイス登録センター	〒550-8526 大阪市西区川口2丁目7番9号	滋賀県 京都府 大阪府 兵庫県 奈良県 和歌山県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。

●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・  
インボイスコールセンターで受け付けております。

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）

【受付時間】9:00~17:00（土日祝除く）

インボイス制度について詳しくお知り  
になりたい方は、国税庁ホームページ  
(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス  
制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ

